

第8回都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は、新鮮で安全な農産物を供給するとともに、環境保全、防災、食育など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとって失ってはならない大切な財産である。

一方、都市政策において、都市で営まれる農業は市街化の進展とともに消えていく経過的な存在と捉えられ、都市計画法では都市農地を宅地化することが前提として位置づけられている。加えて、農業者の高齢化や後継者不足の進行に伴い、東京都内にある都市農地は、この10年間で東京ドーム223個分に相当する約1,050haの農地が失われ、極めて憂慮すべき状況となっている。

そのため、都市農地を有する自治体にとって、貴重な都市農地を守っていくことが重要な課題となっており、平成20年に課題認識を共有する自治体により、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきた。

その結果、国土交通省所管の社会資本整備審議会 都市計画部会 都市計画制度小委員会では、「都市と緑・農の共生」の実現を目指し、都市農地の保全が図られることが重要であるとの認識が示され、また、農林水産省所管の都市農業の振興に関する検討会では、都市農地の保全に関する制度改革に向けた議論を精力的に進めるとの認識が示された。さらに国会議員の間でも都市部の農業振興や農地保全を図るための基本法の制定に向けた議論が行われている。

国等における都市農地・農業の法制度上の位置づけの転換に向けた動きが具体化しており、本協議会の活動も重要な時期を迎えている。

都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地保全自治体フォーラムの開催を通じ、都市農地・農業が持つ多面的機能の重要性を確認し、かけがえのない都市農地保全の意義を広く訴える。さらに会員自治体の総意として、基本法の制定に加え、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の維持・改善など都市農地の保全に資する法制度が省庁連携により整備されるとともに、都市農業振興政策の充実が図られるよう、強く国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成26年 7月14日

都市農地保全推進自治体協議会